



労基署便り 令和7年度 No2

大河原労働基準監督署



令和6年1月～12月労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。令和7年5月8日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5	R6	前年比	R5	R6	前年比
製造業 計	36	45	9	410(4)	459	49(-4)
食料品製造業	18	14	-4	211	204	-7
機械金属製造業	12	16	4	104(3)	129	25(-3)
建設業 計	37	20	-17	300(4)	269(3)	-31(-1)
土木工事業	17	8	-9	86	75(2)	-11(2)
建築工事業	16	10	-6	164(2)	148	-16(-2)
その他の建設業	4	2	-2	50(2)	46(1)	-4(-1)
運輸交通業 計	8	12	4	369(1)	334(1)	-35
道路貨物運送業	4	10	6	312(1)	297	15(-1)
商業	27(1)	27	0(-1)	443(3)	447	4(-3)
社会福祉施設	17	12	-5	259	253	-6
全産業	189(2)	166	-23(-2)	2543(19)	2420(11)	-123(-8)

令和7年1月～4月労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。令和7年5月8日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R6	R7	前年比	R6	R7	前年比
製造業 計	14	19	5	114	116	2
食料品製造業	4	8	4	46	53	7
機械金属製造業	6	4	-2	43	27	-16
建設業 計	5	8	3	79	72	-7
土木工事業	3	3	0	24	20	-4
建築工事業	1	2	1	36	33	-3
その他の建設業	1	3	2	19	19	0
運輸交通業 計	7	2	-5	107	110	3
道路貨物運送業	7	2	-5	98	97	-1
商業	5	9	4	108	124	16
社会福祉施設	3	3	0	62	61	-1
全産業	43	63	20	630(3)	679(3)	49(0)

1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。

2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械器具・電気機械器具・輸送用機械等製造業の合計。

大河原労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害が増加しています（前年同時期比46.5%増）。依然として転倒災害が非常に多く発生しています（63件中、30件）ので転倒災害の防止に積極的に取り組んでください。



← こちらを参考にする等して転倒災害の防止に努めてください。

全国安全週間

2025 7月1日～7日

準備期間 6月1日～30日

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間が実施されます。実施要綱を確認のうえ、実りある取組を実施してください。

建設業の事業主のみなさまへ

工事現場以外（「事務所」、「土場整理等（※）」）も労災保険の成立（加入）が必要です

成立（加入）手続きが済んでいない場合は速やかに手続きしましょう。

労働保険の適用		建設業に適用される労働保険は3種類	
	保険の種類	加入の義務	給付の概要
労災保険	工事現場の労災保険	元請の事業主	工事現場作業に従事する労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
	工事現場以外の労災保険（「事務所」、「特定の工事現場に付随しない土場整理等（※）」の分）	従事する労働者がいる事業主	工事現場以外で特定の工事現場に付随しない業務を行う労働者が業務中や通勤途上に起きた災害に係る労災給付
雇用保険	事業所全体の雇用保険	雇用保険被保険者がいる事業主	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金・助成金

※ 土場整理等とは、建設会社の資材置き場等において恒常に実行する型枠・重機・電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等のことです。資材置き場等は、事務所と同一場所に限らず、事務所から離れた空き地等とする場合もあります。重機を稼働させるなどの「建設の態様」であったとしても、請負契約の下で行われる工事でない限りは「工事現場の労災保険」に含めることはできません。

適用・手続きの説明

下請専門事業場であっても必要です

- 「事務所」の労災保険（「事務所労災」）
工事現場作業とは別に、事務所で従事する労働者がいる場合は、所轄の労働基準監督署で「事務所労災」の保険関係の成立（加入）手続きが必要です。
- 「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の労災保険
「事務所労災」の保険関係の成立（加入）があれば、「特定の工事現場に付随しない土場整理等」を含めて適用になりますので、改めて労災保険の成立（加入）手続きは不要ですが、「事務所労災」の保険関係の成立（加入）がなければ、所轄の労働基準監督署で「特定の工事現場に付随しない土場整理等」の保険関係の成立（加入）手続きが必要です。

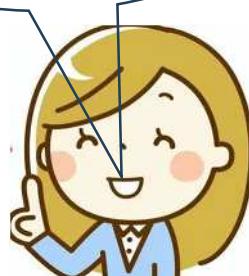


安全週間の実施要綱は
こちらです



会社に資材置き場がありますが、労災保険を成立させる必要がありますか？

必要ありますよ！手続きしていないのであれば、早急に手続きをしてください。



発行：大河原労働基準監督署（TEL 0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。